

●香川県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、高松市選挙管理委員会から平成27年4月2日に指定を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することができる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成27年4月3日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
高松市	略		高松市	略	
	高松市国分寺南部コミュニティセンター	略		高松市国分寺南部コミュニティセンター	略
	旧上西小学校屋内運動場	<u>高松市塩江町上西乙461番地</u>			
	高松市西山ふれあいセンター	略		高松市西山ふれあいセンター	略
	旧塩江小学校屋内運動場	<u>高松市塩江町安原上東365番地</u>			
	高松市塩江町多目的研修集会施設	略		高松市塩江町多目的研修集会施設	略
	旧安原小学校屋内運動場	<u>高松市塩江町安原下第2号1684番地</u>			
	高松市新塩屋町コミュニティセンター	略		高松市新塩屋町コミュニティセンター	略
略		略			
略			略		